

第 5 次 山武郡市広域行政組合 集中改革プラン

<令和 8 年度～令和 1 2 年度>

令和 8 年 1 月

山武郡市広域行政組合

目 次

I	これまでの行政改革の取組	1
II	行政改革の必要性	1
III	基本方針	1
IV	行政改革推進期間等	2
V	行政改革推進項目	2
VI	集中改革プラン実施項目	
1	事務事業の再編及び統廃合	
(1)	組織機構改革・事務分掌の見直し	3
(2)	視聴覚教材センターの今後の在り方検討	4
2	施設の設置及び管理運営の合理化	
(1)	山武郡市振興センターの更新	5
(2)	し尿処理施設の今後の在り方検討	6
3	定員管理及び給与の適正化	
(1)	消防職員の適正な人員配置	7
(2)	給与の適正化	8

改定履歴

No	内 容	
1	制定	令和 8 年 1 月 30 日

I これまでの行政改革の取組

山武郡市広域行政組合（以下「組合」という。）では、平成17年3月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえ、平成20年度に第1次山武郡市広域行政組合集中改革プラン（推進期間：平成20年度～22年度）を策定して以降、第2次山武郡市広域行政組合集中改革プラン、第3次山武郡市広域行政組合集中改革プランを経て、令和3年度から第4次山武郡市広域行政組合集中改革プラン（推進期間：令和3年度～令和7年度）に取り組んでおります。

その結果、各推進項目において概ね計画どおりの改革を推進することができ、一定の成果を上げております。

II 行政改革の必要性

行政サービスに対する住民のニーズは、ますます複雑・多様化する一方で少子高齢化の進行等により、更に厳しさを増す地方財政の状況に対応するため、地方行政にはより効率的な運営が求められております。

また、各施設の老朽化の進行に伴い、維持管理費の増額が見込まれることから、各施設の更新整備等について、個別施設ごとの長寿命化計画との整合を図りながら、更新時期の検討も含めて長期的な視点で適切に管理運営していく必要があります。

組合では、これまでも行政改革に取り組んできたところですが、このような組合を取り巻く厳しい環境に対応しながら、引き続き広域行政のメリットを活かした改革への取組が必要となっております。

III 基本方針

行政改革は、一部の所属が行うものではなく、あらゆる業務に従事する全ての職員が、日常業務そのものや仕事の進め方の改善、円滑な組織の構築などについて、常に意識をもって、堅実に取り組んでいくことが重要です。

限られた人員や予算等の中で、計画的に施設の管理運営を行うとともに、複雑・多様化する住民のニーズに柔軟かつ適正に対応できる行政サービスの提供を行うため、効率的・効果的な行政運営を目指します。

IV 行政改革推進期間等

1 推進期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

2 推進体制

山武郡市広域行政組合集中改革プランの総合的かつ組織的な推進を図るため、全庁を挙げて改革を実行していくとともに、管理者を本部長とする「山武郡市広域行政組合行政改革推進本部」において進行管理を行います。

3 進捗状況の公表

山武郡市広域行政組合集中改革プランの進捗状況は、組合ホームページ等を介して公表します。

V 行政改革推進項目

1 事務事業の再編及び統廃合

社会情勢の変化や構成市町の要望等により、事務事業の見直しを積極的に進め、効率の良い行政サービスを提供できるよう今後の方針を検討・決定します。

2 施設の設置及び管理運営の合理化

効率的で無駄のない施設運営に努めるとともに、長期的な視点に立って計画的に施設の更新及び長寿命化を行うことで、構成市町に対する財政負担の軽減及び平準化を図ります。

3 定員管理及び給与の適正化

安定した行政サービスの維持・向上に配慮しつつ、効率的な事業運営を図るため、定年延長を考慮した定員の適正化を推進するとともに、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえ、人件費の適正化に努めます。

推進項目	1	事務事業の再編及び統廃合		
実施項目	1	組織機構改革・事務分掌の見直し		
担当所属	総務課	第4次集中改革プランからの 新規・継続		継続
実施目的	地方行政の進展、住民ニーズの多様化に対応し、適切に事務処理を行うとともに、簡素で効率的な組織機構の整備を図るため、組織機構改革及び事務分掌を継続的に見直す。			
実施内容	地方行政の進展及び状況に対応し、適切かつ効率的に事務処理を行うとともに、職員数の減少に対応できる簡素で効率的な組織機構の整備を図る。			
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的、効果的な組織機構の構築と事務事業の整理合理化 ・意思決定の迅速化 			
これまでの実績	令和3年度	構成市町からの要望により、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2に規定する基幹相談支援センターの設置、管理及び運営に関すること。」を規約事務として追加した。		
	令和7年度	事務事業の廃止を伴う条例の一部改正を行った。 ※山武郡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成24年条例第9号)		
年度別実施内容	年度	計 画		
	8	適宜実施	随時組織全般にわたる見直しを行う。	
	9	適宜実施	随時組織全般にわたる見直しを行う。	
	10	適宜実施	随時組織全般にわたる見直しを行う。	
	11	適宜実施	随時組織全般にわたる見直しを行う。	
	12	適宜実施	随時組織全般にわたる見直しを行う。	

推進項目	1	事務事業の再編及び統廃合		
実施項目	2	視聴覚教材センターの今後の在り方検討		
担当所属	教育支援課	第4次集中改革プランからの 新規・継続		新規
実施目的	<p>全国視聴覚連盟及び千葉県視聴覚ライブラリー連絡協議会の解散に伴い、視聴覚教材・機材の貸出状況を踏まえ、組織編制等について当組合内部及び構成市町と協議を行い、視聴覚教材センターの今後の在り方について決定する。</p> <p>また、協議内容により、必要に応じて所要の改正を行う。</p>			
実施内容	<p>視聴覚教材センターの今後の在り方について当組合内部及び構成市町と協議する。</p>			
成果目標	<p>視聴覚教材センターの今後の在り方について決定する。</p>			
これまでの実績				
年度別実施内容	年度	計 画		
	8	検討・決定	<p>視聴覚教材・機材の貸出状況を踏まえ、組織編制等について当組合内部及び構成市町と協議を行い、視聴覚教材センターの今後の在り方について決定する。</p>	
	9	実施	<p>協議内容により、必要に応じて所要の改正を行う。</p>	
	10			
	11			
	12			

推進項目	2	施設の設置及び管理運営の合理化		
実施項目	1	山武郡市振興センターの更新		
担当所属	企画財政課	第4次集中改革プランからの 新規・継続		新規
実施目的	山武郡市振興センター（昭和47年度建築）は耐用年数（50年）を超えており、令和14年度に長寿命化計画における目標利用年限である60年に達するため、更新を検討する。			
実施内容	個別施設ごとの長寿命化計画（令和3年3月策定）に則って更新に向けた協議を進める。			
成果目標	令和14年度の新施設完成に向けて組合としての方向性を決定する。			
これまでの実績				
年度別 実施 内容	年度	計 画		
	8	検討	東金市役所本庁舎及び周辺施設整備に係る考えや方向性について情報収集を行うと共に、令和5年度に作成した建替えについての基礎資料を基に、今後の方針について検討する。	
	9	検討	東金市役所本庁舎及び周辺施設整備に係る考えや方向性について情報収集を行うと共に、今後の方針について検討する。	
	10	検討	東金市役所本庁舎及び周辺施設整備に係る考えや方向性について情報収集を行うと共に、今後の方針について検討する。	
	11	検討・決定	令和14年度の新施設完成に向けて、組合の方向性を決定する。	
	12			

推進項目	2	施設の設置及び管理運営の合理化	
実施項目	2	し尿処理施設の今後の在り方検討	
担当所属	環境衛生課	第4次集中改革プランからの 新規・継続	新規
実施目的	施設の老朽化やし尿・浄化槽汚泥の処理量の減少が見受けられる中、今後の施設の在り方を検討することにより、管内の状況に適した施設整備を図る。		
実施内容	施設稼働から27年を経過した環境アクアプラントについて、今後の整備方針を構成市町と協議する。		
成果目標	財政面や環境負荷を考慮した環境アクアプラントの整備方針を決定する。		
これまでの実績			
年度別実施内容	年度	計 画	
	8	検討	構成市町と整備方針について協議・検討する。
	9	検討	構成市町と整備方針について協議・検討する。
	10	検討	構成市町と整備方針について協議・検討する。
	11	検討・決定	構成市町と整備方針について協議・検討し、方針を決定する。
	12		

推進項目	3	定員管理及び給与の適正化		
実施項目	1	消防職員の適正な人員配置		
担当所属	消防本部総務課	第4次集中改革プランからの 新規・継続	継続	
実施目的	消防の業務・責任を確実に遂行できるよう社会のニーズに対応した効率的な消防行政を行う。			
実施内容	適正な人員配置による業務効率化の検討及び消防体制の方針決定			
成果目標	地域の実情を考慮し、当消防本部に即した適正な人員配置の検討を行い、住民の安心安全の確保を図る。			
これまでの実績	令和5年度に消防本部としての方針を決定したが、構成市町の厳しい財政状況、定年延長制度の本格的な運用開始、育児休業取得者の急増等の影響を精査し、継続して検討を行った結果、必要人員算定の根拠となる人員係数の見直し等が必要という判断に至り、再度、人員配置計画について精査・検討することとなった。			
年度別実施内容	年度	計 画		
	8	検討	業務の効率化が図れるように、当消防本部に即した適正な人員配置の検討を行う。	
	9	検討	業務の効率化が図れるように、当消防本部に即した適正な人員配置の検討を行う。	
	10	検討	業務の効率化が図れるように、当消防本部に即した適正な人員配置の検討を行う。	
	11	検討	業務の効率化が図れるように、当消防本部に即した適正な人員配置の検討を行う。	
	12	検討・決定	業務の効率化が図れるように、当消防本部に即した適正な人員配置の検討を行い、消防体制の方針を決定する。	

推進項目	3	定員管理及び給与の適正化		
実施項目	2	給与の適正化		
担当所属	総務課 消防本部総務課	第4次集中改革プランからの 新規・継続	継続	
実施目的	人事院勧告、千葉県人事委員会勧告等に準じた改正を行い、県や構成市町との均衡を図るとともに、人件費の適正化に努める。			
実施内容	人事院勧告、千葉県人事委員会勧告等に基づき、給与の適正化（会計年度任用職員含む）を図る。			
成果目標	人件費の適正化			
これまでの実績	令和3年度 期末手当（引下げ）、特殊勤務手当		△18,334千円	
	令和4年度 給料表（引上げ）、勤勉手当（引上げ）		21,753千円	
	令和5年度 給料表（引上げ）、勤勉手当（引上げ）		43,818千円	
	令和6年度 給料表（引上げ）、期末勤勉手当（引上げ）、特殊勤務手当		90,520千円	
	令和7年度 給料表（引上げ）、期末勤勉手当（引上げ）、通勤手当		80,152千円	
年度別 実施 内容	年度	計 画		
	8	適宜実施	人事院勧告、千葉県人事委員会勧告等に基づき給与改定を実施する。	
	9	適宜実施	人事院勧告、千葉県人事委員会勧告等に基づき給与改定を実施する。	
	10	適宜実施	人事院勧告、千葉県人事委員会勧告等に基づき給与改定を実施する。	
	11	適宜実施	人事院勧告、千葉県人事委員会勧告等に基づき給与改定を実施する。	
	12	適宜実施	人事院勧告、千葉県人事委員会勧告等に基づき給与改定を実施する。	